浦田	加事業	評価	=>-	\vdash
THI DA	// **			- 1

番号 41 章 施策24 住みよい環境づくり

事業開始 補助事業名 高齢者入居支援事業 所管部課 都市計画部住宅課 19 年度 年度 高齢者の居住の安定確保に関する法律 |根拠法令(要綱)等 新宿区高齢者入居支援事業実施要綱 311,343 円 補助対象団 高齢者世帯 19年度決算額 体(者) 補助率 (月額家賃 + 共益費等) × 3/10(上限あり) 保証人が見つからないことで民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者世帯の居住の継続 補助することで達成しよう としている区の目的 と安定を図ります。 団体(者)に対する 高齢者世帯への居住継続を支援します。 直接の助成目的 清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 保証委託契約書、賃貸借契約書 なし 助 金 ഗ 刞 審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照 審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的と 金 らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できた する且体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等 の か・どのように審査しているか等) 申 債務保証制度:住宅課窓口又はFAXにより随時申込書を受け付け、職員 による資格要件の審査の後、協定保証会社にFAXで依頼します。 なし 保証料助成:上記の経過を経て協定保証会社と保証委託契約を締結した 報 世帯から、住宅課窓口において随時受け付け、職員が資格要件について審 査します。定数に達した時点で受付終了とします。 今 高齢などの理由により、保証人が見つからない高齢者世帯が継続して居住するために、債務保証制度自体は今後も不可欠 後 です。自主的に保証人を探していただくことが必要ですが、保証人を見つけることや依頼することが困難な状況です。また、今 の 後は障害者やひとり親世帯などに対する支援も必要です。 課 題 総合評価(A·B·C·D)とその理由 平成19年度の評価は「B」です。総合評価を「B」とした理由は、申込件数14件に対して実施件数が13件で、18年度に実施したあっ 旋件数7件と比較すると着実に成果が伸びているからです。 これは、住み替え相談から当事業の申請につなげていったことやポ スター等で制度の周知を図ったことによると判断します。 区と補助対象者との役割分担 この補助金において、区は高齢者の居住の継続と安定を支援し、補助対象者は区内居住を継続することができます。 助 金 目標の設定 の 区内転居の際、保証人を見つけることが困難な高齢者世帯への居住継続の支援が必要であることから、区民ニーズを踏まえたも 評 ので適切です。 代替手段·効率性 この補助金は、家賃等債務保証契約締結時の一時金としての補助であることから、効率性が高いと判断します。なお、補助率は、 区と保証会社との協定に基づき市場における一般の保証料算出の率に比べて低く設定されています。 日標の達成状況 この補助金を交付したことにより、保証人が見つけられず、建物の賃貸契約が困難な高齢者に対する居住継続の効果がありまし た。 後 の この補助金による事業実施の成果が高いと考えられ、また、住宅の確保に特に配慮を要する世帯への補助であることから、 改 目標の達成状況を勘案しながら、適正に補助を実施していきます。また、対象世帯の拡大により制度を充実するとともに、区民 革 や不動産業者等への一層の周知を図ります。 方針